

せよと出来の同様の府恩及び草也  
 ししはるの大檢査の必要あり當分の  
 意の書と各自種々の材料種々の方面より  
 討究あしたるまゝありしなり但し其の  
 決定的の方策を定めたるや否やは未  
 だ知るゝとを得が警視庁警備員二人  
 大正十一年九月四日  
 加賀屋 謹言